

議第19号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,814人」を「7,796人」に改め、同項第5号中「2,148人」を「9,014人」に、「864人」を「7,473人」に改め、同項第8号中「1,835人」を「1,829人」に改め、同項第9号イ中「1,299人」を「1,269人」に改め、同項中「14,722人」を「21,534人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

事業内容及び業務執行体制の見直し、水道事業に係る職員数の減員等に伴い、職員の定数を改定する必要があるので提案する。